

災害時における自主防災組織等の

自主避難場所等

開設の手引き

令和 6 年 3 月

笠 岡 市

目次

はじめに.....	1
1 基本事項の確認.....	2
■避難場所と避難所の定義.....	2
■避難場所等への避難が必要な人の考え方.....	2
2 自主避難場所等の開設.....	3
■開設の流れ.....	3
■開設の流れ(イメージ図).....	4
3 開設に当たっての注意点.....	5
■開設に当たって気をつけること.....	5
■運営に当たって気をつけること.....	5
4 参考資料	
■自主避難場所の開設前の建物チェックリスト 資料①	6
■避難者受付表 資料②	7
■避難者名簿一覧表 資料③	8
■市への状況報告メモ 資料④	9

はじめに

このマニュアルは、**地域が避難場所等の自主開設を円滑に行うため**、開設・運営に関する手順や要領をまとめたものです。

災害発生時には、その災害の種別に応じて、危険な場所にいる人の避難が必要となります。

笠岡市では、災害発生のおそれがある場合に指定緊急避難場所及び指定避難所を開設しますが、その対応には限りがあります。

このため、地域でも必要に応じて避難場所等を自主開設していただき、避難場所の確保に御協力いただくようお願いします。

また、この手引きでは、各地域に共通する基本的な事項を記載していますので、その他、地域の実情に応じて必要な対応を追加していただき、いざという時に避難場所等の自主的な開設・運営がより円滑に実施できるよう、事前の準備をお願いします。

なお、本市においても自主的に開設された避難場所等との連絡体制を構築し、可能な支援に努めたいと考えていますので、避難場所等を自主開設された場合には、市へ連絡をしていただくようお願いします。

1 基本事項の確認

■避難場所と避難所の定義

名称	定義
避難場所	切迫した災害の危険から命を守るため、 <u>一時的に避難する場所</u>
避難所	<u>災害により住宅を失った方が、一定期間、避難生活をする場所</u>

※避難場所、避難所をこの手引きでは「避難場所等」と記載しています。

■避難場所等への避難が必要な人の考え方

「●●地区に避難指示を発令」とされた場合、その地区にいる全ての方の避難が必要
なわけではありません。避難が必要なのは、災害ごとに**危険な場所**にいる方です。

土砂災害の場合に避難が必要となる方

避難情報(警戒レベル)が発令されたエリアで、土砂災害警戒区域や、がけの近く、谷の
出口など土砂災害のおそれがある場所にいる人

- ・自宅等が土砂災害警戒区域内に入っているかを事前に確認しましょう。
(土砂災害警戒区域は、ハザードマップやホームページで確認してください。)

洪水の場合に避難が必要となる方

避難情報(警戒レベル)が発令されたエリアで、対象となる河川の洪水浸水想定区域内
で、浸水する深さなどから考えて、危険な場所にいる人

- ・自宅等がどの河川の浸水想定区域に入っているかを事前に確認しましょう。
(各河川の浸水想定区域は、ハザードマップやホームページで確認してください。)

※笠岡市では小田川及び小田川の支流が洪水浸水想定区域となります。(笠岡市北部地区)

地震の場合に避難が必要となる方

事前に避難情報(警戒レベル)を発令することが困難なため、強い揺れが発生し家屋が
傾いたり損傷した場合は、自主的に避難場所等へ避難しましょう。

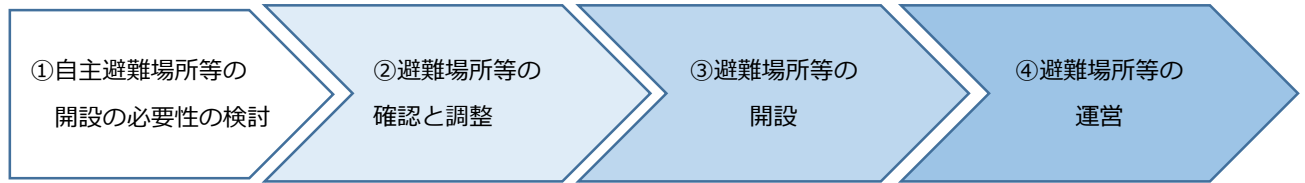
津波・高潮の場合に避難が必要となる方

避難情報(警戒レベル)が発令されたエリアで、浸水想定区域内で、浸水する深さなど
から考えて、危険な場所にいる人

- ・自宅等が津波・高潮の浸水想定区域に入っているかを事前に確認しましょう。
(津波・高潮の浸水想定区域は、ハザードマップやホームページで確認してください。)

2 自主避難場所等の開設

■開設の流れ



① 自主避難場所等の開設の必要性の検討

- ・市の開設する指定緊急避難場所等だけで足りているか、市が指定避難場所等を開設していない場合においては、地元住民からの要望がある場合もありますので、まずは地元のニーズを確認します。その後、地域で自主避難場所等の開設が必要か、ということ自主防災組織等で検討します。
- ・代表者と運営役員を決めてください。(自主防災組織等の代表者や役員が適当と思われます。)

② 避難場所等の確認と調整

- ・開設しようとする避難場所等が、予想される災害に対して安全な場所にあることを、ハザードマップ等で確認します。
- ・地元が管理している施設(公会堂, 集会所等)の場合、管理者に自主避難場所等として使用可能か連絡し、了承を得てください。
- ・公共施設(小中学校, 公民館等)を自主避難場所等として開設する場合は、**危機管理課へ必ず事前に連絡してください。(地元で事前に調整・協議が済んでいる場合を除く)**
- ・避難場所等として使用できるかどうか、施設の事前点検を行います。**資料①**

③ 避難場所等の開設

- ・自主避難場所を開設したことを、地域住民へ連絡し、必要により避難誘導を実施します。
- ・**自主避難場所等を開設した場合は、市へ必ず連絡してください。**代表者の連絡先や避難場所の状況等を確認させていただき、市と相互に連絡できる体制を作ります。

【笠岡市危機管理課】0865-69-2222

【笠岡市災害対策本部(開設時)】0865-69-2119

④ 避難場所等の運営

- ・避難者が避難してきたら、**資料②**, **資料③**等を活用して、避難者の受付を行います。
- ・自主避難場所等の状況(避難者数等)は、1時間に1回を目安に確認し、取りまとめおきます。
- ・**避難者数は1時間に1回、市に連絡をお願いします。資料④**
- ・物資など必要なものがあれば可能な範囲で対応しますので御相談ください。
- ・避難者が自主避難場所等からいなくなるなど、開設の必要性がなくなった場合は、運営者で協議をし、避難場所等を閉鎖してください。**なお、閉鎖した場合は市に必ず連絡をお願いします。また、必要に応じて地元へも周知をお願いします。**

■開設の流れ(イメージ図)

①自主避難場所等の開設の必要性の検討



市の指定避難所は開設していないけれど、地元で不安な方がいるようだから自主避難場所を開設しよう！



②避難場所等の確認と調整



避難場所はここにしよう！
建物が使えるかチェックしよう！



③避難場所等の開設



笠岡市危機管理課（または災害対策本部）へ
自主避難場所を開設したことを連絡しよう！！



地元の人に自主避難所が開設していることを伝えよう！
場合によっては避難の誘導もしよう！



④避難場所等の運営



避難者の受付をして避難所を運営しよう！
困ったことがあったら市に連絡しよう！

3 開設に当たっての注意点

■開設に当たって気をつけること

- ・開設する場所は、発生している災害の危険区域の中ではないか。
- ・開設する施設に損傷がないか。
- ・開設する施設に十分なスペースがあるか。
- ・開設する施設のライフライン(電気・上下水道)は通じているか。
- ・運営に当たって必要なもの(書類, 筆記用具, 携帯電話, 充電器など)は準備できているか。
- ・自主開設したことを周辺住民にどのように伝えるか。
※市も必要に応じて住民への周知を実施します。

■運営に当たって気をつけること

- ・避難者同士が協力し、できることは自分で行います。
- ・重要なことは、みんなで話し合って決めます。
- ・常に公平性に配慮して運営します。
- ・男女双方の意見を反映するため、運営役員が男性(女性)に偏らないようにします。また、更衣室, 授乳スペース, おむつ交換スペースなどを設置することも検討します。
- ・高齢者や障がい者など、配慮が必要な人には、個別に対応します。
- ・避難場所等にペットを連れてきた場合は、屋外での飼育を基本とし、飼い主が責任を持って飼育します。
- ・季節ごとに次の事項に気をつけましょう。
 - 夏・・・食中毒, 熱中症
 - 冬・・・室温の低下, 換気(暖房器具の不完全燃焼, 感染症予防)
- ・定期的に市への状況連絡や情報交換をお願いします。

自主避難場所等の開設前の施設チェックリスト

自主避難場所等の名称			
点検日時		点検者	
項目	確認内容	結果	備考
建物	傾いていないか	はい いいえ	
	ガス漏れはないか	はい いいえ	
	壁に大きなひびはないか	はい いいえ	
	窓ガラスは割れていないか	はい いいえ	
スペース	使用できる部屋はあるか	はい いいえ	
	収容物は壊れていないか	はい いいえ	
ライフライン	電気が使えるか	はい いいえ	
	水道が使えるか	はい いいえ	
	トイレが使えるか	はい いいえ	
すべてをチェックしましたか		はい いいえ	

※開設する場合は、市へ必ず連絡してください。

【笠岡市危機管理課】0865-69-2222

【笠岡市災害対策本部(開設時)】0865-69-2119

ひなんしゃうけつけひょう
避難者受付表

※^{ふとわくない}太枠内を^{きにゆう}記入してください。

【受付番号: 】

せたいだいひょうしゃめい 世帯代表者名		でんわばんごう 電話番号	
じゅうしょ 住所			
にゅうしよねんがっぴ 入所年月日			
ひなん かぞく かた きにゆう 避難したご家族の方を記入してください。			
なまえ 名前	ねんれい 年齢	せいべつ 性別	びこう しえん ひつようせい 備考(支援の必要性など)
	さい 歳	おとこ おんな 男 ・ 女	
	歳	男 ・ 女	
	歳	男 ・ 女	
	歳	男 ・ 女	
	歳	男 ・ 女	
	歳	男 ・ 女	
といあわ 問合せがあったとき、住所及び名前を公表してもよいですか？	はい ・ いいえ		
た (その他)			

たいしよねんがっぴ 退所年月日	年 月 日	れんらくさき 連絡先	
いきさきじゅうしょ 行き先住所	〒		

ひなんしゃ かた
【避難者の方へ】

- この名簿は、避難場所等の運営のために用いるものです。
- 記入内容に変更がある場合には、速やかに申し出てください。
- 名簿を公表することによって、ご親族の方等に安否を知らせることができますが、プライバシーの問題がありますので、公表の可否についてはご家族で判断してください。

避難者名簿一覧表

	世帯主(代表者)の名前	人数	入所日時	退所日時
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

市への状況報告メモ

<連絡内容>

報告日時	年 月 日 時 分
自主避難場所等名	
報告者(責任者)	
相手(市)の名前	
市の連絡先	笠岡市危機管理課 0865-69-2222 笠岡市災害対策本部(開設時) 0865-69-2119

<連絡事項>

避難世帯数	世帯
避難者数	人
(男女の数)	男性 人 女性 人
(要配慮者の数)	人
その他	

※1時間に1回を目安に状況を確認し, とりまとめてください。